



青少年による有害刃物類の所持が禁止されます

和歌山県青少年健全育成条例が改正され、青少年による有害刃物類の所持が禁止されます。また、親権者等の義務が強化されます。

施行日：平成27年12月1日

改正の背景

近年、刃物による殺傷事件で青少年が加害者や被害者となる事案が相次いでおり、このような事件の防止対策の強化が求められています。

主な改正内容点

- ①業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年による有害刃物類の所持が禁止されます。
 - 業務その他正当な理由がある場合の例
 - ・仕事で商品としての有害刃物類を事実上管理支配する場合
 - ・キャンプ等で保護者の適正な管理の下に有害刃物類を使用する場合 など
 - 有害刃物類とは… ①人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類で知事が指定したもの ②家庭用、学習用又は業務用として製作された刃物類を除き、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物類〈包括指定〉をいいます。詳しくは裏面を参照下さい。
 - 所持とは… 携帯をはじめ運搬、保管も含まれます。なお、刃体の長さが6センチを超える刃物の携帯は銃砲刀剣類所持等取締法により禁止されています。
- ②親権者等は、青少年が有害刃物類を所持したとき、その有害刃物類を所持できないよう保管するなど必要な措置をとらなければなりません。必要な措置をとらず、勧告、命令に従わないときは、5万円以下の過料が科されます。
 - 親権者等とは… 親権を行う者又は未成年後見人をいいます。

お問い合わせ

和歌山県環境生活部県民局

青少年・男女共同参画課 健全育成支援班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2502 FAX 073-441-2501